

5 教高第170号  
平成25年2月4日

各府立高等学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 田原 博明

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という大変痛ましい事案が発生し、改めて教職員による児童生徒への生徒指導の在り方が問われています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長から別添写しのとおり、「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の通知（以下「文科省通知」という。）がありました。

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。個々の教職員が改めて認識を深めるとともに、日常の指導において体罰を引き起こす土壌や、体罰を容認する体質がないかを学校組織で点検するとともに、年度内に体罰に係る校内研修会を実施するなど、体罰根絶に向けた取組を一層徹底してください。

また、文科省通知の別紙「体罰の実態把握にかかる留意事項」を参考の上、別紙「体罰に係る実態把握等実施要項」により、体罰の実態を把握し、別紙様式に取りまとめ提出してください。

記

- 1 提出書類 別紙様式 「今回新たに実施した調査の結果把握した体罰の状況」  
※電子データで提出してください。
- 2 提出期限 平成25年2月28日（木）
- 3 提出先 高校教育課長  
送付先アドレス y-mori04a@pref.kyoto.lg.jp  
メール件名及びファイル名は以下のようにすること。  
「(学校番号) (学校名) (課程名)」  
[例] 「05-3 朱雀定」「25-2 京都八幡南全」

担 当	高校教育課指導第1担当
TEL	075-414-5851

## 体罰に係る実態把握等実施要項

### 1 実態把握の目的

部活動中の体罰が背景にあると考えられる大変痛ましい生徒の自殺事案が発生し、教職員による児童生徒の生徒指導の在り方が問われている中で、個々の教職員の日常の指導において体罰がないかなど実態を把握し、体罰の根絶を図る。

### 2 実態把握の方法

#### (1) 対象

- ・全教職員（非常勤講師を含む）
- ・全生徒
- ・保護者

#### (2) 内容

平成24年度における体罰の実態

#### (3) 方法

- ・教職員については、管理職による聞き取り
- ・生徒については、アンケート及び個別面談（アンケートにおいて体罰を受けたと回答した生徒）
- ・保護者については、相談窓口による聞き取り（調査実施期間中に1週間程度各学校に相談窓口を設置）

#### (4) 調査実施期間

平成25年2月4日（月）～2月28日（木）

### 3 報告の方法

- (1) 各学校においては、調査により体罰事象が明らかになった場合は、その都度、速やかに高校教育課に報告する。
- (2) 最終報告期日以降の平成24年度内に発生した事象については、その都度、速やかに高校教育課に報告する。

### 4 最終報告期日

平成25年2月28日（木）

※体罰事象がなかった場合も、その旨、高校教育課に報告する。

### 5 結果の公表

調査結果については、平成25年3月中を目途に京都府集計をとりまとめ、府教育委員会において公表をする。

### 6 その他

次の要領で、府教育委員会に特設電話を設置する。

#### (1) 対象

平成24年度中に、学校において教職員から体罰を受けた生徒の保護者

#### (2) 内容

電話をかけてきた保護者から体罰の実態について聞き取りを行う。

#### (3) 開設期間

平成25年2月12日（火）～2月25日（月）

#### (4) 開設時間

午前9：00～午後7：00

#### (5) 電話番号

075-601-0881

# 体罰アンケート

生徒の皆さんへ

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という、大変痛ましい出来事が発生しました。体罰は決して許される行為ではありません。生徒の皆さんが安心して高校生活を送れるようにするため、本校においても体罰調査を行い、体罰のない学校にしていくために役立てたいと思いますので協力をお願いします。

年 組 氏 名

問1 あなたは、去年の4月から今日までに、教職員から体罰を受けたことがありますか。  
あれば、「① ある」に○を、なければ、「② ない」に○をしてください。

- ① ある                      ② ない

問2 あなたは、去年の4月から今日までに、他の生徒が体罰を受けているのを見たことがありますか。  
あれば、「① ある」に○を、なければ、「② ない」に○をしてください。

- ① ある                      ② ない

問3 体罰について、気になることがあれば下の欄に書いてください。

※問1、2に「ある」に○をした人、問3に記入した人は、後でその内容について詳しく話を聞かせてもらいますので、協力をお願いします。

※「体罰」とは次のような内容のことです。

- ① 殴る      ② 蹴る      ③ 投げる・転倒させる      ④ 正座や直立などの姿勢を長時間にわたってさせる      など

※次のような内容は「体罰」にはあたりません。

- ① 激しく叱られたり、注意されたりする。(言葉のみ)  
② けんかや暴力を止めようとして行う身体への接触。(かかえる、引き離す、腕をつかむなど)  
③ 注意をしたり、励ましたりするときに軽く身体に触れる。

5 教特第 123 号  
平成 25 年 2 月 4 日

各府立特別支援学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 田原 博明

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について

昨年末、部活動中の体罰が背景にあるとされる高校生の自殺という大変痛ましい事案が発生し、改めて教職員による児童生徒への生徒指導の在り方が問われています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長から別添写しのとおり、「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の通知がありました。

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。個々の教職員が改めて認識を深めるとともに、日常の指導において体罰を引き起こす土壌や、体罰を容認する体質がないかを学校組織で点検するとともに、年度内に体罰に係る校内研修会を実施するなど、体罰根絶に向けた取組を一層徹底してください。

また、文部科学省通知の別紙「体罰の実態把握に係る留意事項」を参考にして、別紙「体罰に係る実態把握等実施要項」により、体罰の実態を把握し、別紙様式に取りまとめて提出してください。

記

- 1 提出書類 別紙様式 「今回新たに実施した調査の結果把握した体罰の状況」  
※電子データで提出してください
- 2 提出期限 平成 25 年 2 月 28 日(木)
- 3 提出先 特別支援教育課長  
送付先アドレス k-sugo81@pref.kyoto.lg.jp

担 当	教職員課人事担当
TEL	075 - 414 - 5799
担 当	特別支援教育課指導推進担当
TEL	075 - 414 - 5835

## 体罰に係る実態把握等実施要項（府立特別支援学校）

### 1 実態把握の目的

部活動顧問による体罰が背景にあると考えられる大変痛ましい生徒の自殺事案が発生し、教職員による児童生徒の生徒指導の在り方が問われている中で、個々の教職員の日常の指導において体罰がないか等実態を把握し、体罰の根絶を図る。

### 2 実態把握の方法（各学校において、下記の要領で実態を把握する。）

- (1) 対象
  - ・全教職員（非常勤講師を含む。）
  - ・全児童生徒
  - ・保護者
- (2) 内容
  - 平成 24 年度における体罰の実態
- (3) 方法
  - ・教職員については、管理職への自己申告及び管理職による聞き取り
  - ・小学部児童は、保護者によるアンケート調査及び個別の聞き取り（アンケート調査において体罰を受けたと回答した児童）
  - ・中学部及び高等部生徒については、アンケート調査及び個別の聞き取り（アンケート調査において体罰を受けたと回答した生徒）  
生徒の実情に応じ、保護者が生徒に代ってアンケート調査を実施
  - ・保護者については、相談窓口による聞き取り（調査実施期間中に 1 週間程度各学校に相談窓口を設置）

### 3 特設電話による相談

- (1) 平成 24 年度中に、学校において教職員から体罰を受けた児童生徒の保護者
- (2) 相談機関
  - 京都府教育委員会
- (3) 相談期間
  - 平成 25 年 2 月 12 日（火）～2 月 25 日（月）まで
- (4) 開設時間
  - 午前 9 時～午後 7 時

### 4 提出方法

- (1) 提出書類
  - 別紙様式 ※電子データで提出
- (2) 提出期限
  - 平成 25 年 2 月 28 日（木）
- (3) 提出先
  - 特別支援教育課長
  - ※調査により体罰事象が明らかになった場合は、その都度、速やかに特別支援教育課へ報告すること。

### 5 結果の公表

調査結果については、平成 25 年 3 月中を目途に京都府集計を取りまとめ、府教育委員会において公表する。

たいばつ ちようさ せいときにゆうよう  
「体罰」のアンケート調査 (生徒記入用)

せいと みな  
生徒の皆さんへ

このアンケートは、みなさんが、楽しく学校生活を送れるようにするために、実施  
します。

ひごろ がっこうせいかつ かえ とい こた  
日頃の学校生活をふり返って、間に答えてください。

( ) ぶ ( ) ねん ( ) くみ  
部 年 組

なまえ  
名前 ( )

とい 問1 あなたは、きよねん がつ からきようまでに、せんせい つぎ のようなことをされたこと  
がありますか？

- ・て やもの でたたかれたり、なぐられた。
- ・あし をひっかけてたおされた。
- ・むな ぐらをつかまれた。
- ・もの を投げつけられた。
- ・ばつ として、からだ がひどく痛くなるようなことをされた。
- ・あし でけられた。
- ・つよ く押さえつけられた。
- ・かお やて などをつねられた。

どちらかに○をしてください。

ある( ) ない( )

とい 問2 たいばつ について、き になることがあればした らん か  
に書いてください。

Blank area for writing answers to Question 2.

とい 問1で「ある」に○をした人および問2に記入した人は、あとで、そのことについ  
てくわしく はなし き を聞かせてもらいます。

## 「体罰」のアンケート調査（保護者記入用）

（ ）部 （ ）年 （ ）組

児童生徒名（ ）

以下の該当することに○をつけてください。

問1 お子様は、今年度中に、本校の教職員から体罰を受けたことがありますか。

あると思う

ないと思う

よくわからない

問2 体罰について気になることがあれば、下の欄に御記入ください。

これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。

このアンケート用紙を封筒に入れ、密封の上、担任まで提出してください。

なお、問1で「あると思う」に○をされた方、問2に記入された方については、後日、聞き取りをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

\* 「体罰」とは、次のような行為のことです。

- ・素手で殴る。
- ・棒などで殴る。
- ・蹴る。
- ・身体を投げる、転倒させる。等

\* 次のような行為は「体罰」にはあたらないとされます。

- ・言葉のみにより、叱られたり、注意されたりする。
- ・危険な行動等を止めようとして行う身体への接触（抱える、引き離す、腕をつかむ等）
- ・注意をしたり励ましたりするときの軽い身体への接触

詳しくは、別紙、文部科学省による「体罰の定義」を御参考にしてください。

5 教学第 103 号  
平成 25 年 2 月 4 日

市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会  
教育長 田原 博明

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という大変痛ましい事案が発生し、改めて教職員による児童生徒への生徒指導の在り方が問われています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長より別添写しのとおり、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について依頼がありました。

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。個々の教職員が改めて認識を深めるとともに、日常の指導において体罰を引き起こす土壌や、体罰を容認する体質がないかを学校組織で点検するとともに、年度内に体罰に係る校内研修会を実施するなど、体罰根絶に向けた取組を一層徹底願います。

また、別紙「体罰の実態把握にかかる留意事項」を参考にして、「体罰に係る実態把握等実施要項」により、体罰の実態を把握し報告願います。

担 当	学校教育課指導第 2 担当
TEL	075-414-5840



## 体罰に係る実態把握等実施要項

### 1 実態把握の目的

部活動中の体罰が背景にあると考えられる大変痛ましい生徒の自殺事案が発生し、教員による児童生徒の生徒指導の在り方が問われている中で、個々の教員の日常の指導において体罰がないか等実態を把握し、体罰の根絶を図る。

### 2 実態把握の方法

各学校において、下記の要領で実態を把握する。

#### (1) 対象

- ・全小・中学校の全教育職員（非常勤講師を含む）
- ・全児童生徒
- ・保護者

#### (2) 内容

平成24年度における体罰の実態

#### (3) 方法

保護者への通知、児童生徒・教育職員への聞き取り、中学校アンケートの例を参考に、以下の方法で行う。

##### ア 教育職員

管理職への自己申告（体罰ととられかねない指導を行った等の相談を含む）及び管理職による全教育職員への聞き取り

※特に、中学校の部活動顧問については、日常の指導の状況等について聞き取る。

##### イ 児童生徒

- ・小学生については、校長・教頭又は学校が指定した教員への児童からの申し出及び校長・教頭又は学校が指定した教員による聞き取り（体罰を受けたと申し出た児童）
- ・中学生については、アンケート及び個別の聞き取り（アンケートにおいて体罰を受けたと回答した生徒）

##### ウ 保護者

相談窓口による聞き取り

### 3 報告の方法

- (1) 各学校においては、調査により体罰事象が明らかになった場合は、その都度、速やかに市町（組合）教育委員会に報告する。
- (2) 各市町（組合）教育委員会においては、所管の学校より上記(1)の報告があった場合は、その都度、別紙様式により速やかに当該教育局に報告する。
- (3) 最終報告期日以降の平成24年度内に発生した事象については、その都度、各学校においては市町（組合）教育委員会に、市町（組合）教育委員会においては教育局に速やかに報告する。

### 4 最終報告期日

- (1) 各学校 平成25年3月1日（金）

※体罰事象がなかった場合も、その旨、市町（組合）教育委員会に報告する。

- (2) 各市町（組合）教育委員会 平成25年3月5日（火）

※所管の学校から体罰事象なしとの報告を受けた場合も、その旨、当該教育局に報告する。

## 5 結果の公表

調査結果については、府教育委員会において集計をとりまとめ、校種別・場面別の数などについて平成25年3月中を目途に公表を行う。

## 6 その他

下記の要領で、府教育委員会に特設電話を設置する。

- (1) 対象  
平成24年度中に、学校において教員から体罰を受けた児童生徒の保護者
- (2) 内容  
電話をかけてきた保護者から体罰の実態について聞き取りを行う。
- (3) 開設期間  
平成25年2月12日（火）から2月25日（月）まで
- (4) 開設時間  
午前9時から午後7時まで
- (5) 電話番号  
075—601—0881

## 中学校体罰アンケート（参考例）

生徒のみなさんへ

昨年末、部活動顧問による体罰があり、その後生徒が自殺するという大変痛ましい事件が発生しました。本校では、生徒のみなさんが楽しく充実した学校生活を送れるよう様々な取組を行っています。このアンケートは、これからもみなさん一人一人が大切にされ、生き生きと活動できる学校にしていくために役立てたいと思いますので、協力をお願いします。

年 組 氏名

問1 あなたは、去年の4月からきょうまでに、先生から体罰を受けたことがありますか。

・ある                      ・ない

問2 体罰について、気になることがあれば下の欄に書いてください。

※問1で「ある」に○をした人及び問2に記入した人は、あとでそのときのことについて詳しく話を聞かせてもらいますので、協力をお願いします。

※「体罰」とは、先生による下記のような行為のことです。

①殴る    ②蹴る    ③投げる、転倒させる    ④正座や直立などの姿勢を長時間にわたってさせるなど

※下記のような内容は「体罰」にはあたりません。

①激しく叱られたり、注意されたりする。（言葉のみ）  
②けんかなどをして先生に止められたときの身体への接触。（かかえる、引き離す、腕をつかむなど）  
③先生が注意をしたり、励ましたりするときに軽く身体に触れる。